

## いわて高等教育コンソーシアム運営委員会規則

(平成21年3月16日制定)

### (趣旨)

第1条 この規則は、いわて高等教育コンソーシアム規則第4条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 コンソーシアムの重要事項に関すること。
- 二 各事業及び共同シンポジウムの企画・運営に関すること。
- 三 各事業の連絡調整に関すること。
- 四 各事業の評価に関すること。
- 五 その他運営委員会の重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
- 二 岩手県立大学から選出された者
- 三 岩手医科大学から選出された者
- 四 富士大学から選出された者
- 五 盛岡大学から選出された者
- 六 放送大学岩手学習センターから選出された者
- 七 一関工業高等専門学校から選出された者
- 八 岩手県立大学盛岡短期大学部から選出された者
- 九 岩手県立大学宮古短期大学部から選出された者
- 十 盛岡大学短期大学部から選出された者
- 十一 各推進委員会等委員長

2 前項の規定にかかわらず、前項第八号から第十号に掲げる者は、必要に応じて加わることができるものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### (庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

### (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、いわて高等教育コンソーシアム運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則  
この規則は、平成27年2月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。